漁業近代化資金の概要

資金名	資金種類		資金の内容	償還期間 据置期間含む（年以内） 漁業者	償還期間 据置期間含む（年以内） 漁協等	据置期間	貸付限度額 漁業者	貸付限度額 漁協等
漁業近代化資金	1号資金（漁船）	総トン数20トン未満の漁船	漁船	年 20	年	年 3	○20トン以上漁船資金借受者 -------- 3億6千万円 ○水産養殖業者（法人）-------- 3億6千万円 ○二以上の複合経営 -------- 3億6千万円 ○上記以外の生産組合・漁業法人・水産加工業者、個人のうち20トン未満漁船資金借受者・漁船漁業用施設資金借受者・水産養殖業者（個人） --------- 9千万円 ○以下の理由がある場合において、都道府県の区域を超える区域を地区とする漁協等については農林水産大臣、それ以外の者については都道府県知事が承認した場合はその承認額 ア　当該資金を借り受ける漁業者等に係る貸付金の合計額が、当該漁業者等の経営規模及び事業計画からみて妥当なものであること。 イ　当該資金が、当該漁業者等の資本装備の高度化及び経営の近代化に特に資すると認められる①漁船の改造、建造又は取得②施設の改良、造成又は取得③水産動植物の種苗の購入又は育成④その他の取組に必要な資金であること。	○　12億円 ○　同左
		総トン数20トン以上130トン未満の漁船		木船　9 機器　10		木船　2 機器　3		
	2号資金（漁船漁具保管修理施設等）		漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油水供給施設、養殖池、畜養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設、漁業用通信施設	15	20	3		
	3号資金（漁場改良造成用機具等）		漁場改良造成用機具、漁船用油水供給機具、水産種苗生産用機具、養殖用えさ調製供給用機具、養殖用肥料薬剤施用機具、養殖水産物収穫用機具、水産物等運搬用機具、生産・経営管理情報処理用機具	7	10	2		
	4号資金（漁具等）		漁具、養殖いかだ、その他農林水産大臣が定める養殖施設（はえなわ式養殖施設、仕切網養殖施設、ひび建養殖施設、浮流し式のり養殖施設、小割り式養殖施設）	5 （大型定置網は10年）		2		
	5号資金（水産動植物の種苗の購入又は育成）		ぶり、うなぎその他の成育期間が通常１年以上である水産動植物であって農林水産大臣が定めるもの（指定水産動植物） あかがい、あさり、あじ、あわび、いしだい、いわがに、うなぎ、うに、かき、かさご、くるまえび、こい、こんぶ、さけ、さば、真珠貝、すぎ、すずき、すっぽん、たい、テラピア、とうごろういわし、とこぶし、どじょう、にべ、はた、はまぐり、ひおうぎがい、ひらめ、ふぐ、ぶり、ほたてがい、ほや、めばる及びわたりがに 農林水産大臣が指定するもの 養殖に係るもの：指定水産動植物（とこぶし、はまぐり及びわたりがにを除く。）の種苗の購入又は育成に必要な資金 増殖に係るもの：あかがい、あさり、あわび、いわがに、うに、くるまえび、さけ、たい、とこぶし、はまぐり、ひらめ、ほたてがい又はわたりがにの種苗の購入又は育成に必要な資金	5		2 農林水産大臣が指定するものにあっては、3		
	6号資金（漁村環境整備施設）		漁村情報処理・通信施設（有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。）漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村多目的施設、生活安全保護施設、連絡道、廃棄物処理施設	—	20	3		
	7号資金（農林水産大臣特認）		１～６号以外で農林水産大臣が指定する資金 （漁場改良造成施設、漁協等が共同利用に供する船舶、水産物の処理加工に伴って生ずる公害の防止のために必要な施設、海浜等環境活用施設、漁村給排水施設、漁家住宅、初度的経営資金、密漁監視施設、水産業労働力確保施設）	12 漁村給排水施設資金、漁家住宅資金、水産業労働力確保施設資金　15 初度的経営資金 5	15 — —	2 （漁協等 3） 3 2		

※東日本大震災被害漁業者に対する貸付けについては、令和４年３月３１日までの間、償還期限及び据置期間をそれぞれ現行から３年間延長した形で適用する。